

2026 年 9 月 10 日
みどり生命保険株式会社

**みどり生命が「みどりの終身 メモリアルⅢ for Youth」を発売
～加入年齢を 18 歳まで引き下げ、若年層のお客さまにも終身保障をご提供～**

みどり生命保険株式会社（本社：東京都、代表取締役社長：豊福和人、以下「みどり生命」）は、2026 年 10 月募集分より、若年層のお客さまを対象とした「みどりの終身 メモリアルⅢ for Youth（フォーユース）」を発売いたします。

「みどりの終身 メモリアルⅢ for Youth」は、当社の無選択型終身保険「みどりの終身 メモリアルⅢ」について、加入年齢の下限を従来の 30 歳から 18 歳に引き下げ、販売対象を拡大しました。18 歳から 29 歳までのお客さまを対象に、「for Youth（フォーユース）＜若い皆さんへ＞」という愛称を付け、若年層向けの商品としてご提供いたします。

当社はこれまで、ご葬儀等に備える終身保険をご提供することを通じ、ご本人の安心やご家族の経済的な負担軽減に努めてまいりました。今回、加入年齢を 18 歳まで引き下げることで、これまで加入機会が限られていた若い世代のお客さまにも、早い段階から終身保障をご検討いただけるようになります。また、健康上の理由で保険加入が難しい若年層にも保障の機会を提供することで、社会貢献につながる商品改定と考えております。

本商品を通じて、結婚、出産、七五三、学校進学など、ご本人やご家族のさまざまなライフイベントに寄り添いながら、お客さまとの接点を広げ、長期にわたる関係を築いてまいります。本商品は、一生涯の死亡保障による「万一への備え」に加え、将来、契約を解約した場合（※）には、解約払戻金を結婚資金や子育て資金などに活用する選択肢もあります。若い世代のお客さまにとって、将来を見据えた備えの一つとしてご検討いただける商品です。

商品名

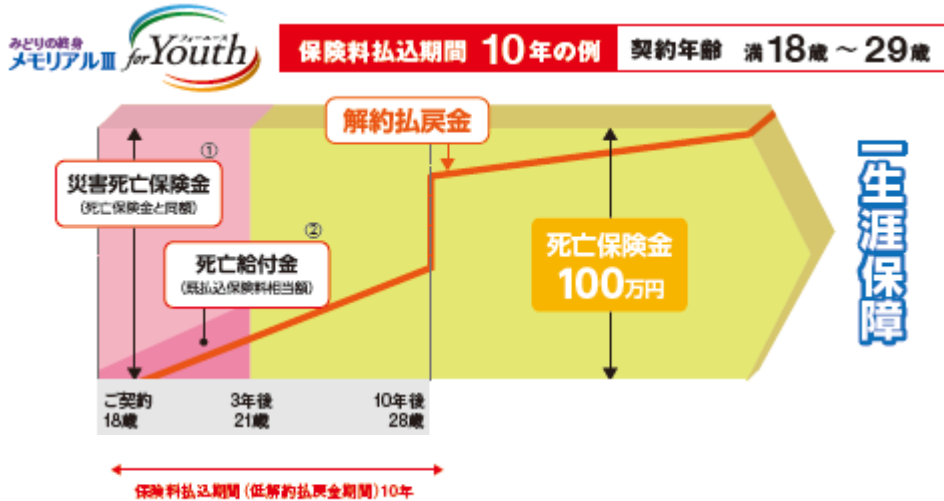
無選択型終身保険（低解約払戻金型）「みどりの終身 メモリアルⅢ for Youth（フォーユース）」

※正式名称は「みどりの終身 メモリアルⅢ」です。「for Youth」は愛称のため、保険証券や各種通知物等には「みどりの終身 メモリアルⅢ」と表記されます。

【商品概要】

保障内容

「みどりの終身 メモリアルⅢ」と同一



■ご契約から3年以内に死亡された場合は、次の通りお支払いします。

①災害で死亡された場合は、災害死亡保険金(死亡保険金額と同額)をお支払いします。

②病気で死亡された場合は、死亡給付金(既払保険料相当額)をお支払いします。

■ご契約日から3年経過後に死亡された場合は、死亡保険金をお支払いします。

※低解約払戻金期間(ご契約により10年または20年)にご解約されると、解約払戻金が通常より低く設定されております(70%)ので、ご注意ください。

契約年齢

18歳～29歳

保険金額／保険料払込期間

100万円・150万円・200万円／10年・20年

募集開始日

2026年9月29日(火)(2026年10月募集分より)

当社は今後も、幅広い世代のお客さまのニーズにお応えし、ご本人とご家族の安心につながる商品・サービスの提供に努めてまいります。

■本件に関するお問い合わせ先

みどり生命保険株式会社 企画部 野口

電話:03-5902-3962

E-mail:koho@midori-life.co.jp